

平成24年度第2回宮城県環境影響評価技術審査会 議事録

1 日 時 平成24年12月27日(木) 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所 県庁行政庁舎2階 第二入札室

3 出席委員(7名)

菊地 立	東北学院大学名誉教授
木村 美智子	茨城大学大学院教育学研究科教授
西城 潔	宮城教育大学教育学部教授
鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所教授
山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部准教授
山本 玲子	尚綱学院大学名誉教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会会長

4 会議経過

(1) 開 会 司会(楨副参事兼課長補佐(総括担当))

審査会は12名の委員で構成されており、本日7名の委員の出席により、環境影響評価条例第51条第2項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開することの確認を行った。

なお、貴重な動植物の生息生育に関する情報については非公開となっているため、審議の状況によっては傍聴者に退室していただく場合があることを確認した。

(2) あいさつ (安倍環境生活部技術参事兼環境対策課長)

本日はお忙しいところ、また寒いところお集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様には、県の環境行政につきまして、日頃いろいろ御指導賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

本日の技術審査会は今年度2回目でございます。前回6月に開催しましたときに、環境影響評価条例の見直しの方向性につきまして、法の改正に倣うもの、あるいは伴うものということで御説明申し上げたところございました。これにつきましては、その後に環境審議会の答申をいただいた後、11月定例県議会に上程し御審議いただき、12月20日、先週、改正条例を公布したところでございます。もう一つ、風力発電所に係る事業の扱いについては、国では10月1日から対象事業としたところがございますけれども、これにつきましても県条例の対象事業とすべきということで環境審議会から答申をいただきまして、規則改正で風力発電所に係る事業を対象に入れるという作業をしてございます。また、併せて条例改正で追加されました手続の詳細につきましても、規則改正により対応することになっております。これらにつきましては、来年4月1日の施行としております。

一方これら条例や規則の改正にあわせまして、技術指針の一部改定が必要となります。そこで、本日、技術指針の改定につきまして、環境影響評価条例の規定に基づき技術審査会に諮問させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

また、本日午前中、5名の委員の方にはJR常磐線の内陸移設工事計画の現場を視察いただいたわけですが、その特定環境影響評価書の案というものを御報告させていただきたいと思っております。この特定環境影響評価という手続につきましては、ちょうど1年ほど前になりますけれども、いわゆる復興特区法が公布施行されまして、復興特区法に定める復興整備計画に位置づけられる鉄道の設置や土地区画整理事業は、環境影響評価法の手続を除外して、復興特区法に基づく特定環境影響評価をするという規定になりました。それに伴います第1号、今後どのようなものが出てくるかわかりませんが、取り敢えず、JR常磐線の内陸移設は特定環境影響評価手続を行うということになります。これも、限られた期間でアセス手続をやることになるわけですので、本日、案の段階ではございますけれども、御説明申し上げて、次回に正式な諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、菊地先生を座長に技術マニュアルの改訂作業をいろいろ進めていただいているところですので、その概要につきましても、本日御報告したいと思います。

どうぞ、本日もよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の議題は、審議事項としては1件「宮城県環境影響評価技術指針の改定について」ということで、皆様方のところに、知事名で審査会あてに、この改定についての諮問という文書の写しをお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。

さらに、報告事項として4件ございます。(1)から(4)までありますが、その中で、JR常磐線に関しましては、実質的な審議ということになる可能性がございますので、その辺をお含み置きいただいて、この会議を進めさせていただきたいと思っております。

それでは早速議事に入らせていただきます。

まず、宮城県環境影響評価技術指針の改定について、事務局から御説明をお願いいたします。

宮城県環境影響評価技術指針の改定について

- 事務局説明 (三沢班長) (略)
- 質疑応答

【山本会長】

説明どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思っております。何か御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

【鈴木委員】

低周波音なんですけど、何Hzから何Hzまでの音を想定しての低周波音なのでしょう

か。

【事務局（三沢班長）】

いろいろ見たのですが、一般的な、100Hz未満を対象と考えております。

【鈴木委員】

100Hzまで含むんですね。では、十分聞こえる音ですよ。20Hzを超えていますので。

【事務局（三沢班長）】

他県でも、低周波音について項目出しをしている事例では、100Hzより下のところを対象にしているようです。

【鈴木委員】

ですので、20Hz以下とか、つまり普通の人には聞こえない音を対象にするんじゃないかと、100Hzまでの、ある意味で20Hz以上の普通の人にも聞こえる音も入れての低周波音ということですね。だとすると、騒音と分けるのって変ですよ。騒音を中周波音、高周波音と分けなくちゃいけなくなっちゃうというように考えますので、何らかの意味で騒音と同じくくりの中に入れて、それを分類するなりするのはいいと思うのですが、騒音とは別のものであるという分類は、非常にいろんな意味で危険な気がしますけど。敢えて言うと、非科学的な様々な論説等が入り込む可能性がある、というか起きてしまうことを懸念します。

【事務局（三沢班長）】

ありがとうございます。主務省令でも、騒音のところでは低周波音という項目を入れてない、今回入れてなかったの、どのように扱ったらいいのか、ちょっと悩ましいというところでございます。

【鈴木委員】

低周波だろうが高周波だろうが、音というのが弾性体の中を伝わる波、だから地震も津波も音なんですよ。その中で、空気の中を伝わっていく音のことを特に今「音」ってここで言っているんですよ。それ全部が音で、それが人間にとって受け入れがたいものを騒音と呼ぶのですから、低周波音、ここで言う低周波音がそういう問題を引き起こす可能性があるんなら、騒音じゃないでしょうか。なので、騒音とは何かというところに、例えばいわゆる低周波音、超低周波音を含むというのをどこかに書いておけば、私は十分なのかなと思います。資料1-7にある低周波音の伝搬理論に基づく計算っていうのが、ちょっとできるとは思えないので、私は。だからそれよりは、騒音全体の中でくくっておいて、マニュアルにある類似事例、伝搬理論計算式、できるならそれも。経験的回帰式、模型実験、その他適切な方法ということで十分で、超低周波音だけ別にして、これだけは理論伝搬をちゃんとやれって書いてあるのは非常に何か違和感があります、はい。

【事務局（三沢班長）】

ありがとうございます。

【山本会長】

ありがとうございました。他に。はい、由井先生。

【由井委員】

技術指針に入る前に、その前に、風力発電事業の対象規模について、一種、二種、先ほどお話がありましたけれども、二種で自然公園等に係るところについては5,000kW

以上7,500kW未満ですね。これは決定、環境審議会を経て決定したんですか。

【事務局（三沢班長）】

環境審議会のほうでは入れる方向、それから、その時に法対象規模より小さいものから入れる方向ということで考え方を示しましたところ、それでよろしいでしょうというお話をいただきました。その後、実際の規模につきましては、条例本体ではなく規則で定める内容になってはございますので、全国的な騒音・低周波音の苦情を調べた結果を見ますと、5,000kWの段階から全設置基数の40%近くの苦情がどんと上がってくるというところもございましたことや、他県でもすそ切りを5,000kWからというふうに設定しているところが多うございました。

そういうこともございまして、環境影響評価ということが、環境影響の著しいおそれということを対象としているということ等をかんがみますと、5,000kWですそ切りしてはいかがかということで、検討させていただいたところでございます。

【由井委員】

それは、もう決まったということですね。前、6月ですか。この審査会でも、確か1台からでもやるべきだという意見もあったと思いますけれども、これは、もう決まったから一応これで終わりなんですね。規模はね。ただ1台でも、国立公園でなくても、渡り鳥のコースのど真ん中であるとか、例えば伊豆沼のど真ん中であるとか、そういう場合には何か指導ができるんですか。

【事務局（三沢班長）】

特に環境影響評価制度での指導という形ではないんですが、風力発電協会というところでは、自主的なマニュアルとして1,000kW以上のものからを対象に、どういうふうな措置をすとか手続きをすのかということ、自主的な規程を設けているとも聞いております。最近の設置状況を含んだデータでは、1基当たりの平均的な規模要件は約1,700kWとなっている状況がありますことから、そうすると自主的な取組の中でも担保できるかなということで、アセスとしての規制規模としましては5,000kWを想定したものでございます。

【由井委員】

はい。それで、自主アセスですけれども、事業者が自主的にやったアセスでは、いろいろな書類があるんですけれども、あれは県には上がってこないんですね、特にです。まあ、いろんな専門委員の方は、放っておいても自主アセスに結構参加してやってるんですけれども、そこには県はノータッチなんですね。

【事務局（三沢班長）】

特に自主アセス等における県の関与という点では、その事業の実施区域の市町村に係る関与が規定されていることが多いのですが、一方で県までの関与がないものが多いのでございますものから、直接上がってこないものについては把握しきれない状況でございます。

【由井委員】

はい、状況はわかりました。

それで、技術指針の資料1-6ですね。9ページ、横向きの評価項目の表です。先ほど御説明ありましたがけれども、これについて2点、今よろしいですか。

まず、わからないところですが、動物のところ、海域というのがあります。海域

に丸も四角も印がついていないんですけれども、これ、前回も意見交換したような気がしますが、該当する海洋発電はないからここに入れてないのでしょうか。四角(□)も黒丸(●)もついてないんですね。

【事務局（三沢班長）】

黒丸(●)は主務省令で入れている項目でして、白丸(○)は他県の条例で入れている項目、星(☆)が宮城県の他の工場・事業場用地造成事業等を参考に入れている項目でございます。動物の海域につきましては、工事の実施の建設機械の稼働、それから資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行部分については主務省令でも触れられていないというかたちになっております。

【由井委員】

その風力発電所の存在のところには、いろいろと印がついているんですけれども、施設の稼働のところの動物に印がないんですけれども、これは？

【事務局（三沢班長）】

ここは、動物の、海域の施設の稼働につきましては、主務省令でも触れてございませんし、他県の事例にもないということで、印が入っていないという恰好になっております。

【由井委員】

海域では洋上風力が考えられますよね。洋上風力で羽根が回転すれば、当然鳥はぶつかるんですけれども、何で入っていないんですか。何か説明はありますか。

【事務局（辻技術主査）】

ここでいう海域というのは、いわゆる定義として陸か海かというわけではなく、海中という意味での海域になりますので、洋上風力であっても渡り鳥に係るものについては、扱いとしては海域以外のほうになるんですね。なので、施設の稼働に伴う海鳥とかのバードストライクについては海域以外というところに含まれる、そういう解釈でございます。

【由井委員】

わかりました。まあ、風力発電所だからいいんですかね。ただ、将来、例えば潮流発電所とかは海中になりますよね。そうすると関わってくるわけですよね。じゃ、今のはわかりました。

もう1点。生態系のところですが、そこも同じ施設の稼働で、バードストライクはここに入るかどうか、とのお話がありましたね。これまで、風力発電事業が法アセスに入る前の様々な準備書等では、渡り鳥については動物のほうに入って、猛禽類の貴重種等は生態系というよりは動物の重要な種のほうでしたよね。貴重種は重要な種、それから、渡り鳥、いわゆる小鳥の場合は単に動物ですね、本当は群集なんですけれどもね。ということで、生態系とするかということ、例えば渡り鳥がですね、外国から渡ってきて、岬の灯台を通過して、風車基地に入ってくる時に生態系というか一過性のものなので、生態系ではないと思うんですよね。だから、動物の中で重要な種ではないけれど、群集として衝突確率を計算して対応する、そっちだと思うんですけれども。他の県のものとか、国のほうはどっかにマークがついていましたか。

【事務局（三沢班長）】

国のほうは、動物のほうの海域以外のところに黒丸(●)がありました。

【由井委員】

私もそれでいいと思いますけど。

【事務局（三沢班長）】

そうしますと、生態系のところには、敢えてチェックをしなくても十分ということでしょうか。

【由井委員】

バードストライクについてはそこでなくていいんですけれども、風車として、風車が、例えば山地、牧草地にできた場合に、その生態系に影響を及ぼすことはありますので、それは、バードストライクじゃなくて、別の意味で生態系のどっかに丸をつけなければいけないんですけれども。

【事務局（三沢班長）】

それは、風力発電所の存在のところで入れてみたのですが、存在と稼働のところ、どういうふうに分けたらいいのかという点で御意見をお聴きしたいと思っております。

【由井委員】

峻別できない場合がありますよね。でも、存在のほうでまず生態系のほうを見ておいて、個別の重要種については動物のほうで見ておけば、何とかカバーできると思いますけれどもね。

【事務局（三沢班長）】

はい。ありがとうございます。

【鈴木委員】

電波障害なんですけど、先ほど御説明があったように、確かに地上デジタル放送の場合には、アナログだとゴーストに見えてしまった現象が、デジタルでも放っておくと悪い影響を及ぼしうるので、それを自動的に調整する仕組みが入っているんですけれども、それが、電波の伝わり方が極めて速く変化したときには、対応しきれないおそれが、特にサービスエリアの端っこ付近であります。ですので、たぶん他のところでも電波障害というのを拾っているのだと思うので、要するに、クルクルと羽根が回って、それによって電波の反射とか影とかの状況が刻一刻変化するようなことが考えられますので、挙げておいたほうが安全なんだというふうには思います。

【事務局（三沢班長）】

ありがとうございます。

【山本会長】

他に御意見ございますでしょうか。

【西城委員】

ちょっと確認させていただきたいんですけれども、資料1-6で、風力発電所の存在に関わる評価項目として、地形及び地質が上がっているんですけれども、これは具体的にはどういうふうな内容になるのか御説明いただけますか。

【事務局（辻技術主査）】

こちらのほうは、風力発電所の設置に伴って、ここでいう重要な地形及び地質というのは、地形レッドデータブックとか、そういうところに掲載されている学術的にも価値の高い地形や地質につきまして、風力発電所を作るための敷地の造成によって及

ぼされる影響について予測・評価をするものとして、ここで星(☆)印として掲載しております。

【西城委員】

そうであるとしますと、上の工事の実施の造成等の施工による一時的な影響というあたりなのかなと。むしろですね、実質的には。そんなこともちょっと思ったんですがいかがでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

言われてみますと確かにそのとおりのような気がします。例えば、風力発電所の設置になりますと、風力発電所の風車の回転よりも、そこに至るための仮設道、道路の土地改変のほうが影響が大きいというような話も聞いておりますから、今、西城先生の言われたことについては、そのとおりで考えます。

【西城委員】

言葉を付け加えれば、風の強いところというのは、地形改変があつて植生なんかが一時的になくなったときに、なかなか植生が回復しにくいとかそういう場所が多いと思います。植生の回復が難しいとなると、表土が安定するのに時間がかかったりとかそういうこともありうると思います。

風力発電所というのはちょっとそういう場所を選んでそもそも作られると思いますので、そういう点から検討いただければと思います。

【事務局（辻技術主査）】

ありがとうございます。

【山本会長】

他に御意見は、はい。

【木村委員】

資料1-6で、その他の環境要素の中に、先ほども確か御説明であったと思うんですが、風車の影と日照障害ですか、これ風車の影っていう項目が出てきたのは、どういうことを意図しているのかなというところをちょっと疑問に思ったんですが。

【事務局（辻技術主査）】

ここで日照障害というのは、こちらのほうで想定してますのはいわゆる日陰、例えば道路なり鉄道なり高架によって生じる日陰を日照障害というふうに想定しております。ここでいう風車の影というのは、影そのものではなくて羽根が回転することで光が影になり光になりということが繰り返されるシャドーフリッカーというチラチラする現象、それを環境影響として考えておりますので、ここでは日照障害と風車の影という形で分けたかたちで入れております。ただ、考え方としては太陽の光からの影ということで同じかもしれないという考え方もありますし、そこについては検討いただきたいということで斜線にしていたところでございます。

【木村委員】

そうしますと、いわゆる風車が回ってチラチラするというのは、誰に対してチラチラしてますということになるんですか。人間ですか。

【事務局（辻技術主査）】

人間です。

【木村委員】

そこの近隣に住まわれている方の問題ということになるわけですね。チラチラ、そうか。そこら辺がちょっとわかりにくかったの。

【事務局（三沢班長）】

固定して動かないものについては単なる影で、おひさまの移りと一緒に変わっていただくと思うんですが、風車の場合、羽根が回る動きがありますものですから、その周期と合わせて、陰になったり日向になったりするところがチラチラチラチラ出てくるといものが環境影響として大きいんじゃないかというふうな問題提起がありまして、一応主務省令には載っているんですが、これを別立てしたほうがいいのか、他のものと一緒に合わせたほうがいいのか、その辺を御審議いただければということでご意見を伺っています。

【事務局（安倍課長）】

先生方にちょっと御教授いただければと思っていることがあります。今の件なんですけれども、課内で話をしたときにも、非常に悩ましいところでして、そもそも日照障害とか、日陰とか、シャドーフリッカーとかそういうような影響が人間に出るとすれば、それよりもはるかに騒音とか低周波音のほうが、それがものすごく近いのであれば影響するような気もするのですが。

【鈴木委員】

話の途中ですみません。私、環境省の低周波音の委託研究、今、千葉工大（での検討委員会）に出ているんです。その委員じゃなくて顧問をやっているんですけど、こちらでもフリッカーシャドワーが話題になっておりますね。いろんな議論がありますが、かなり強い影響があるらしいんです。むしろ、風車による騒音は聞こえない人、気にならない人は少なからずいるけれども、今のフリッカーシャドワーが自分の家に降りかかってくる人のかなりの割合で、それを極めて不愉快というか、イライラが生じたりとか、アンケートをすると影響が大きいと聞いています。

【事務局（安倍課長）】

どうもありがとうございます。それから、日陰、日照障害なんですけれども、どちらかという人が日照障害が影響するような近くに住む可能性は非常に少ないであろうということを考えると、生態系のほうでカバーできるのかなと、ちょっと思ったりもしておりました。

それから、さっき鈴木先生から電波障害を入れたほうがいいんじゃないかということがありましたけど、基本的には電波障害というのは今までですと、あの、高層ビル関係をアセスの対象事業としているところなんかでは入れている、かなり割合としては大きいんじゃないかと思うんですけれども。となりますと、これも同じように騒音のある程度影響がないくらいに距離が取られていけばどうなのかな、電波障害ってどうなのかなと。その辺ちょっと教えていただければと思います。

【鈴木委員】

何で電波障害の可能性があるかという、ここで電波を受けるのに、高層タワーから直接来るのと、高層ビルからはね返ってくる電波、アナログの時代はそれは場合によっては非常に深刻なゴーストとして見えて、非常に厳しい影響があるので、いろいろ対策をして、予測もしていた。だけど、地デジの場合には、そういう固定した反射波ならばちゃんとそれをキャンセルする仕組みが、先ほど事務局説明の中にもあった

ようにあるんです。

ところが、ここでクルクルクルクル、例えば旭ヶ丘にいて仙台駅前にもものすごく大きな風車群があって八木山からの電波を受けるときに、風車がクルクルクルクル回ることによって、そちらを反射する電波は刻一刻変わりますよね。1秒間にそれこそ10回とか、複数の風車があれば複数の風車の回転数が微妙に違ってたら、それこそとんでもなく複雑な動きしますよね。先ほどの自動的なテレビの中に組み込んである調整がどこまで効くのか。もし、それがきちっとあらかじめわかるんならする必要はないけれども、それに不安があるならば、やっておいたほうがいいんじゃないですかというふうに思います。ただもし、何か別の科学的知見によって、そういう普通の風車発電所ならある程度の時間、つまり1秒間に何十回とか何百回程度の変化であれば十分テレビの中の回路は追随しますということであれば、やる必要はないと思います。私、申し訳ないけどそこは知りませんが、わからないのなら入れておいたほうが安全ではないですかと。

【事務局（安倍課長）】

距離的なものはあまり関係ないと。

【鈴木委員】

それは、昔のアナログ時代の電波障害と同じくらいの距離感で考えておいたらいいかかなと思います。直感的には。

【事務局（安倍課長）】

ありがとうございます。

【山本会長】

はい、じゃプラスして。

【菊地委員】

この資料1-6、気象という項目がないんですが、風力発電ですから、当然風に対する影響というものが第一にあるわけですよね。

私が、2、3年前にちょっとやったんですが、山形県の庄内のほうで風力発電所のデータ解析をした時に、アメダスの風速計の風速が半分になったんですよ、風力発電所ができた後と前と比べますと。風速が半分になるということが、悪い影響であるか良い影響であるかはわかりませんが、影響であることは間違いない。風速が半分になるというのは小さい影響ではないだろうと思うんですね。ですから、風に関する発電所ですから、風というものを押さえるということは、基本的に必要なことなのではないかと思うんですけど、いかがでしょう。

【事務局（三沢班長）】

すみません。そこの部分は漏れておりました。もう1回、他県の状況等をつぶさに見まして検討させていただきたいと思います。他の項目、低周波音とか電磁波とか風車の影とかそういったところに注目して46都道府県の分を見ていたものですから、気象とかその他の項目についてももう一度確認したいと思います。

【山本会長】

それでは他にはよろしいでしょうか。はい。

【山本(和)委員】

戻るんですけども、日照障害と風車の影というのがどちらも施設の稼働のほうに

入っているんですが、風車の影は上の(存在)に印がついているほうが自然なのではないかなと思うんですが。この2つを別立てにしてもいいのかなと思ったんですが。見解をお願いします。

【事務局（三沢班長）】

今いただいた御意見は、日照障害のほうは存在のほうにという形で、それから羽根が回る稼働に伴うものについては施設の稼働のところで風車の影というように、分けて考えたらどうかというお話ということによろしいでしょうか。(はい、の声。)

検討させていただきます。

【山本会長】

はい。どうぞ。

【由井委員】

風車の総発電量が5,000とか7,500とかいう数字が出たんですけれども、風車1台で例えば4,900kWとかいうのはありえますね、今後は。その場合、風車の高さが、ブレードの最高点が120m位になりますよ、垂直高で。これは、法アセスによる風力には該当しないんですけれども、建築物として何か高度によって入りますよね。宮城県にあります？ 高さによるアセス。

【事務局（三沢班長）】

宮城県の場合は、高層建築物そのものについては特にはなく、工場・事業場用地の造成事業の中で工場・事業場が高くなる、事務所とかも含むわけですけれども、そういったものが入ればそちらの区分になります。

【由井委員】

高さだけではアセス対象にならないと。

【事務局（三沢班長）】

はい。

【由井委員】

1,000mでもですね。そういう点では問題ないですね。わかりました、はい。

【山本会長】

はい、それでは皆さん全員御発言いただきましたが、騒音と低周波音、これを分けるか否かに関しましては、鈴木先生のほうから御意見が出ただけなんですけれども、これ先生、Hzが違うだけっていうか、騒音、低周波音、振動みんな同じということですよ。

【鈴木委員】

振動の場合には、人間が感じるってこともありますけど、物理的なガタガタっていうのもあって、意図的に分けているんだと思うんですね。私の意見は、騒音、振動に分けておいて、騒音の中で低周波音という項目立てしてもいいけど、それは騒音の傘の下がいいんじゃないかという意見です。あるいは騒音という中で、低周波音もちゃんとやりなさいねっていうことをどっかに記しておくだけでもいいのかと。騒音と振動の他に低周波音というのを与えておくのは、あたかも低周波音が他の周波数の音とは違う特別な、何か人間を、場合によっては狂わせるような極めて特殊な力を持つという、一部の、例えばインターネットの上などで流布している論説・言質を、そういうものをですね、オフィシャルなところで取り上げたというふうになる懸念もあるか

など。非科学的ですよ。そのように思いました。

【山本会長】

そうでしたか。一部には、科学ジャーナルにも載っているんですよ、健康障害とか。

【鈴木委員】

ですので、健康障害が出ることがあるというのは、ある意味ありえると思うんですよ。それは、普通の騒音でも出るわけですので。それを周波数の低い音か高い音かで分ける必要は私はないんじゃないかなと。むしろ、それを一緒に取り扱って、騒音というものを下げていくっていうふうに、一体に努力するほうが真っ当かなと私は思います。

【山本会長】

一応、そういう御意見です。他の先生方からは出ていないようですが。

【由井先生】

あの、すみません。後の議題にあります、マニュアルのほうで確か、低周波音というコラム(枠)を作りましたよね。

【山本会長】

マニュアルでね、はい。では、また、その時にもう1回議論いただくことにして、次のところに移らせていただくということで、いかがでしょうか。

(4) 報告事項

【山本会長】

それでは、報告に入りますが、その中で、実質審議であると言われております報告事項のひとつ目、今日午前中に見学をさせていただきました、JR常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業に係る特定環境影響評価書(案)についての議題に移りたいと思います。

ちょっと時間がおしてしまったんですけども、よろしく願いいたします。

① JR常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業に係る特定環境影響評価書(案)について

○事務局説明(辻技術主査)(略)

※ 参考人として事業関係者(地元の町・JR東日本・コンサルタント会社の担当者)が入室した。

○質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

【鈴木委員】

そもそも論でよろしいでしょうか。

すみません。細かいことは1月11日締め切りでいろいろコメントも出せるようですので、今日現地を見た経験も踏まえて、そもそもこのアセスの位置付けというのをですね、ハッキリさせておきたいと思うことをお許してください。

この話はものすごく復興に重要ですし、急ぐし、かつ非常に今日の話聞いてもよく配慮された路線計画になっていることもよくわかります。わかりますが、そうであればあるほど、アセスは正直に真っ当にやる必要があるのではないかと、というのが私の言いたいこと、一言でいうとそういうことです。このアセスがですね、同じところに、常磐線をもう1回同じように作り直すんだったら、今回のような御理論、御説明にあったような概要の書き方で良いと思うんですけども、例えば今回路線が変わっているわけですね。そこに住んでいるオオタカとかイノシシを追い出してしまって、で、おまえたちはこのあと廃線になるところで住め、と言えるんだったら、こういう書き方で良いと思うんですね。で、例えば典型的には、私の専門の騒音のところですけども、「列車の走行について、列車の走行に係る騒音の基準又は目標は定められていないが、参考値、騒音レベルの状況を改良前より改善することは満足している。」とありますが、してないではないですか。新しく路線が走るところは、前はすごく静かだったところに、列車騒音が生じるんですよ。そこに住んでいた人が、廃線になる前の線路の横に住んでください、そうしたらまた昔どおり静かになりますよ、と言えるなら、代替措置あるいは補償措置として、そういうものを採ると記すのが正直な書き方で、AをBにリプレースするから、前のAの時より、Aの周りで起きていたことより、今回作るBの周りで起きていることのほうが影響が少ないからOKというので良いんでしょうかね。私はダメなんじゃないかと思います。ということで、そこはそれで良いのかとか、そこをまずちょっと、是非、他の委員の先生方、会長の御意見なども、あるいは事務局の見解なんかもお聞きしたいなど。

【山本会長】

ということですが、フォローをなさる先生方、あるいは事業者側でコメントございましたら。

【事務局（辻技術主査）】

今、お話がありました騒音に関しましていうと、たしかに路線が移設されますので、移設された側につきましては、無いところに鉄道があるので騒音が大きくなるのは事実でございますけれども、基準値が無いという、抛り所の無いところもありまして…。

【鈴木委員】

いや、そういうことを言っているんじゃないんですよ。騒音が大きくなるんですよ、新しく作るころでは。それをね、これまでより改良、改善するから問題無いんだと言っちゃいけないでしょ、と言っているんです。これまで無かったところに新しく騒音が生まれるんですよ。これまでオオタカとかイノシシが住んでいたところに新しく線路ができて彼らの邪魔をするんですね。だけど、前のところは、それよりももっとひどかったからこれは改善されているっていうのは、アセスメントの手続からしたらアンフェアなんじゃないかと。もっと、こういう影響を今度作る常磐線は与えま、環境に。だけど廃線になる線路をこう活用すれば措置で補償はできます、代替ができます、あるいはここにこういうふうな対処を講じれば大丈夫です、あるいは環境はある程度悪化するけれども、総合的に考えてこれは受容範囲です、そういう結論ならわかるけど、前になかった騒音が例えば生まれる、あるいは今まで住んでいた動物たちの生活を邪魔をするのに、前より邪魔の程度が少ないっていうのは、なんか論理矛盾だな、と私は思うんです。違うでしょうか。間違ってますかね？

【事務局（辻技術主査）】

一応ですね、評価書の中に、是非は別にいたしまして、こういう考え方で書いたということについては御説明させていただきたいと思います。鉄道騒音については、改良されているから良しということではなくて・・・

【鈴木委員】

ごめんなさい、騒音の話はやめてください。私、騒音を例にしたのがとても悪かった。騒音じゃなく一般論としてお話をさせていただけるとありがたい。

【山本会長】

鈴木先生は、一般論として、手続簡略化は良いけれども、簡略化したから中身も簡略化じゃなくて、1回なら1回として、それなりの新たな環境に対する評価というものをきちんとやったほうがよろしいのではないだろうか、そういうふうにおっしゃったんだと思いますので、それに対してお答えいただければと思います。

【事務局（安倍課長）】

そうすると、そもそも保全目標の立て方が間違っている、ということになりますですよ。

【菊地委員】

いや、違うんです。

【事務局（安倍課長）】

そういう趣旨ではないんですか？

【菊地委員】

そうではないんです。事実を事実として書いてくださいということなのです。

【事務局（安倍課長）】

評価の方法といたしまして、従来より悪化しないこと・・・

【鈴木委員】

悪化するんですよ、だって。新しく線路が通ったところは。

【事務局（安倍課長）】

だから、そういう保全目標の立て方がおかしいっていうことですよ。

【鈴木委員】

いやいや、悪化するなら悪化する、どこまで受容できるかを目標に立てれば良いじゃないですか。

【事務局（安倍課長）】

そういうことですよ、保全目標の立て方が、こっちの数字のものをこっちに持ってきているからおかしいというお話ですよ。だからここに対する、新しいところに対する保全目標を別に立てて、それを達成しているかどうか記述して評価するべきであると。そういう御指摘でございますよね。わかりました。

【山本会長】

では、他に先生方から、ご意見。

【菊地委員】

この移設工事で、今日ちょっと現地に行けなくて申し訳なかったですが、短時間で集中的に工事が行われるものと予想するわけですけども、そうすると、その工事車両等は相当集中的に動くんだらうなど。それで、大気汚染物質として評価項目は挙が

っているんですが、排気ガスの中に含まれている温室効果ガス、具体的に二酸化炭素、これは触れなくてかまわないのかどうか、それは県のほうではどういうふうな指導をなさっているんでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

建設機械の稼働に伴う二酸化炭素というのは、法であれば主務省令、県の条例、他県の条例も含めまして、環境影響評価項目としては挙げられておりませんので、今回は、通常の、一般的な指針に基づいて評価項目を設定したということで、二酸化炭素については出ていない、というふうになっております。

【菊地委員】

今回はそういうことですね。将来的にはまた別の話になりますね。はい、わかりました。

【山本会長】

ちょっとよろしいですか。一般の道路の場合は、配慮項目として、そういう炭酸ガスとか、そういうものの排出に関してとか、工事中の機械の稼働ですとか、型枠を使うかどうかとか、コンクリートを造成するとき何を使うかだとか、それぞれについて一応は積算をして、表しているところが多いんですけれども。今回は、もともと国の参考項目にも入っておりませんし、県の項目にも入っていないので、そういう配慮項目としては出さないということですか。

【参考人（事業者(コンサルタント会社)）】

評価書中には、可能な限りは書いているつもりではおります。ただその、会長がおっしゃられるように、全てその、いまいったことが全部入ってくるかどうかという、全部は入っていないかもしれませんけれども、可能な限りのことは現段階の計画の中では盛り込んでおります。例えば建設機械に対する配慮ですとか、必要に応じて、その他必要に応じた環境保全措置については本編のほうで言及しています。

【山本会長】

それは、NOxじゃなくて？ CO₂に関しても全部書いるってことですか。

【参考人（事業者(コンサルタント会社)）】

CO₂については項目外のところだったので。

【山本会長】

項目が立てられていないものは全く触れられていない。で、もう平成20年あたりぐらいから言われてきていることなんですけれども、環境負荷っていうのをきちんと配慮した工事が必要だっていうことがずっと言われて、今年出されたものに関しても、かなりはっきり明確化されています。10年以上前に出された指針等には書いてないけれども、そういう流れの中で今、ここから(工事は)何年間、どれくらいかかるんだったっけ。

【参考人（事業者(JR東日本)）】

工事としては3年間をみております。

【山本会長】

その間にもう、新たな規制の目標が出てくる可能性がある状況の中で、今書いていないから無視しますというので良いかどうかということも1つ、課題としてある。少なくとも評価するポイントとしては必要になるのではないかな、という気がするんで

すが。書けと言われても項目がないのだから、それは書かなくても特別良いんだという返事でもこちらとしても無理強いには到底できないわけですけど。

【参考人（事業者(コンサルタント会社)）】

すみません、即答ができないので、検討させていただきたいと思います。

【山本会長】

はい、今回は、初回の議論でありますので、いろいろ、こちらもわからないことがたくさんあります。お互いにフランクに意見を出し合って、なるべく早くにより良い方向に持っていきたいということで、委員の方々の意見を受け止めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

では、他の先生方、何か。

【西城委員】

資料2-2の4ページ、地盤のところのですね、予測結果の造成計画に予定されている新地駅周辺のところなんですけれど、まあ、これちょっと、福島県の話になってしまうのでここで話すのが良いのかどうかちょっとわからないんですが、「盛土となる区間については、まちづくりの造成による盛土の影響があるため、相互の影響を含めて検討を進める」とあるんですけども、この文章の言わんとするところがちょっとわかりにくかったので、どういうことを言おうとされているのか、御説明いただけたらと思います。

【事務局（辻技術主査）】

ここの部分につきましては、評価書本編ですと6-6-3ページに、新地町駅付近で実施したボーリング調査の結果が書いてありまして、実は、新地町駅付近というところは3つある(測定地点)中では地盤があまりよろしくないというかですね、深さがだいたい6mくらいのところまでは軟弱地盤が続いているというところだったんですけども、この付近につきましては鉄道と、その周辺の造成計画の盛土と両方含まれることとなりますので、鉄道の高架・盛土だけの影響だけではなく、周辺の面としての盛土の影響を、要はその鉄道のアセスの事業とはまた別の面整備の影響についても含めて、総合的な意味で影響を今後検討しなくてはならない、とそういう書き方となっております。

なお、補足があれば、お願いいたします。

【参考人（事業者(JR東日本)）】

当エリアにつきましてはまちづくりのほうで、全体の嵩上げをする計画がございます。その中に鉄道が通るという計画になっております。その時に、まちづくりで普通の宅地の盛土の設計条件と鉄道の盛土の条件というのは若干違います。管理の仕方がですね。そういったところもございますので、そこは、お互い設計条件等をよく調整をしながらですね、進めていくということを書いておるつもりでございます。相互の影響というのについては、宅地の盛土と鉄道の盛土の境とかそういったところの影響を確認しながら進めるということの意味しております。

【山本(和)委員】

廃棄物等のところで、残土が残るということでしたが、資料2-3のほうで、放射線量を測った上で適切に処理をするというのを書かれているんですけども、そういったことを行う際の基準となるような、あるいは参考となるような指針ですとか資料

ですとか、そういったものがあるかどうかというのをちょっと知りたいんですけれど。

【事務局（辻技術主査）】

すみません、放射線量ということについては、この資料の中では書かれていないと思っていたのですけれども。

【山本(和)委員】

資料2-3のほうで、残土の処理については放射線量を測った上で適切に処理するという記述があったと思うのですけれども、勘違いかもしれません。

【事務局（辻技術主査）】

大変申し訳ありません、資料2-3の何ページ…。

すみません、ちょっと確認してから、またお答えしたいと思います。申し訳ありません。

一般的には、今回の事業におきましては、当然切土過多になりますので、山元町内、土が全体的に足りない傾向となっておりますので、一般的な土壌汚染については調査を実施してから場外搬出をするということにはしておりますけれども、放射線量ということにつきましては、今、この環境影響評価の中では触れていないという認識だったのですけれども。もしかしてどこかにそういう記載が紛れ込んでいるかもしれませんので、ちょっともう1回確認させてください。失礼しました。

【山本会長】

じゃあ、お調べいただいている間に、もし他の先生の御発言がありましたら。

【西城委員】

地下水のことについて、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、ボーリングをされたかと思うのですが。孔内水位がマイナス4.75mということで、まあこれが自然の地下水位に概ね一致するものと推察される、とあるのですが、このマイナス4.75mというのは、調査を行った時期とか、その辺はどうなっているのかちょっと教えていただきたいのですけれども。

どういうふうにして観測されたデータなのかという点についてです。

【参考人（事業者（JR東日本））】

今、ちょっと詳しいデータが無いのですが、春のころまでにやっていたような感じですか。夏ではなくて今年の春頃までに恐らく行った調査データだったかと思います。

【西城委員】

ちょっと気になったのは、地下水位の季節的な変動っていうのはどれくらいあるのかということと、季節的な変動の中のどのタイミングで、マイナス4.75mっていうのが確認されたのかというところです。

というのは、こちらの、何でしたっけ、評価書本編のページ6-5の下のところにですね、「梅雨期等の降雨が連続する場合には地下水位が上昇する可能性があると考えられる」ということも一方では書いてある。その一方で地下水位が変化することは少ないという記述もあったりするので、そのあたりの整合性というかですね、そこが気になったものですから。

【事務局（辻技術主査）】

この件につきましては、あとまた確認させていただきたいと思います。すみません。

【山本会長】

先ほどの放射線量のことに関しては？ 放射能汚染とか、そういうことですね。

【事務局（辻技術主査）】

すみません、この評価書の中にはですね、放射線量に係る記載は無い、もしあったとすればそれは何らかの錯誤であるかと思われま。放射線量の測定については想定していない内容となっているものと思います。

【山本会長】

ただ現実的に、新地町もそうですし、亘理町や山元町でも、表土の入れ替えや除去などの作業が行われているのではないんですか。全く行われていないんですしたら特に問題は無いんですけれど。

【参考人（事業者（山元町））】

山元町では、津波堆積物の除塩作業はやってはいますが、除染はやってないです。

【山本会長】

これ、計画が全体として宮城県側だけの話じゃなかったかなと思ったのですが、そうすると、福島県側ではまた別の話が出るわけですか？ 評価書に。

【参考人（事業者（JR東日本））】

全く同じものです。

【山本会長】

だったらやっぱりちょっと対応を変えたほうが良いところも出てくるってことですね。除染状況も含めた。除染の話はこれくらいにしたいと思います。

ほかに先生方。

【鈴木委員】

専門の騒音の部分で気付いたことを話します。たしかに、さっきからちょっと話題になりかけたように、在来線の騒音の公的な基準は無いんですが、やはりこれまでの研究の積み重ねってのはあって、航空機騒音や自動車騒音について、やはりいろいろ決まっていることもあるわけですから、それをなるべく援用してですね、きちんとした評価ができると思います。そういう意味では、面的な評価を是非お願いしたいというのと、それからここ夜汽車も走るんですよね。

【参考人（事業者（JR東日本））】

いわゆる一般の電車としては走りませんが、貨物列車が走ります。

【鈴木委員】

ですね。そうすると L_{Aeq} ではなくてむしろやはりあの、夜の騒音にペナルティを課した L_{dn} で評価するのが世界的な流れだと思いますし、また、非常にまばらにしか通らないわけですから、 L_{Aeq} だけで良いのか、 L_{dn} だけで良いのか、あの、 $L_{A,max}$ もですね、きちんと押さえて、新幹線がそうですね、押さえてですね、多面的にですね、問題がありそうだったら防音工事をするとか、そこは遮音壁を作るとか、そういったような保全措置をすることも可能性として考えてですね、何て言うんでしょう、後で悔いの無いように、取り敢えずまず、この新しい線路に伴ってその周りの騒音がどのように、振動が変わるのかっていうことをきちんと面としてとらえるということをやまず最初に、いくつかの評価値でやれば良いのかなと思いました。あと、細かいこ

とは紙でお出しします。

【参考人（事業者(コンサルタント会社)）】

あの、一応、本編のほうでは、最大値は示すようにしておりますで、先生おっしゃるとおり最大値は示しましたというか、現象はちゃんと押さえなくてはならないということ。

【鈴木委員】

参考値としては書いてありました。

【参考人（事業者(コンサルタント会社)）】

あとははい、また。

【山本会長】

それでは、もし、さらに御意見などありましたら、1月11日金曜日までに事務局まで先生方から意見を出して頂ければと思います。

それではこれで、この件に関しましては、質疑を終わりたいと思います。

参考人の皆様、ありがとうございました。

〈 参考人退室 〉

【山本会長】

はい、それでは次に進みたいと思います。報告事項の2つめ、環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査）の改訂状況について、ということで、資料5の関係から先に報告を受けることにいたします。御了承ください。

この議題につきましては、マニュアル検討部会の部会長から御報告いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

②環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査）の改訂状況について

- 環境影響評価マニュアル検討部会長説明（菊地委員）（略）
- 質疑応答

【山本会長】

ありがとうございました、菊地先生。

それでは、何か御意見御質問ございますでしょうか。さきほど、何かこの検討の中に、騒音と低周波音と2つ項目分けて書きましたっていうふうにおっしゃっていたんですが、その件に関して。

【鈴木委員】

私ひとつ提案なんですけど、ちょっとあの、資料1-6でですね、大気質って中に窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、粉じんと4種類ありますよね。それと同じように、騒音、低周波音、振動って書いてあるところを3つまとめて、騒音・振動としてですね、その傘の下に騒音・低周波音、振動っていうふうにしたらどうですか。私はそんなふうなことをイメージしていました。ちょっと大気質と同じように、あの、騒音・振動の中に3つのアイテムがありますというふうにすると、マニュアルのほうも変えなくていいのかなあと。

あと、事務局で御検討ください。主査と御相談して。はい。

【山本会長】

そういう御提案ですので、これも今日はすぐに結論の出ることではございませんので、次回また、議論する時間もありますので、その時までにはまた、先生方、いろんな御提案も加味して、御意見をお寄せいただいで、そこでまとめさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【由井委員】

マニュアルづくりのほうのスケジュールと、こちらの技術指針の項目整備、どちらが先かによりますよね。

【山本会長】

技術指針の項目整備はもうちょっと後で良いんですよね。先にスケジュールをお願いします。

【事務局（辻技術主査）】

スケジュール的には、マニュアルのほうの方が先で技術指針のほう方が後になります。

マニュアルのほうに関しましては、低周波音という、その、たしかにその、ハコというかくくりは入れておりますので、それはそれとして活かすかたちで、いまその技術指針のほうに関しましては、鈴木先生からいただいたようなアドバイスにつきましてもまた、検討してまいりたいと思います。

【由井委員】

よろしいですか。つまりマニュアルのほうは、今やっている、検討しているままでまずいって、技術指針のほうは、今、鈴木先生がおっしゃったように、一段上のくくりでまとめてしまう、私はそのほうが簡単で良い、簡単というか、良いと思います。

【山本会長】

じゃあ、その方向で、取り敢えず作業を進めていただくということで、もし何か問題が出てきそうだったらそのときにまた相談いただく、ということにさせていただきますと思います。

それでは、この件に関しては、これでおしまいにして、次の報告事項に参りたいと思います。

傍聴人の方はいらっしゃいますか？ これからあとの2つの報告に関しましては、貴重種の生息場所の特定につながる情報も含まれておりますことから、ここからは会議を非公開としたいと存じます。傍聴者の皆様、退席をよろしく願いいたします。

〈 傍聴者退席 〉

【山本会長】

よろしいでしょうか。それでは、準備ができましたら、事務局から御説明よろしく願いいたします。

③仙台火力発電所リプレース計画に係る事後調査報告について

○事務局説明（坂本技術主査）（略）

※ 参考人として事業者の担当者が入室した。

○質疑応答

【山本会長】

ありがとうございました。それでは何か、御質問などがありますでしょうか。
由井先生、いかがですか。

【由井委員】

ハヤブサが引き続き生息した、繁殖も毎年、三羽ずつヒナを出しているということで、非常にあの、一生懸命保全対策をしていただきましてどうもありがとうございました。

1つだけ、簡単な質問ですけれど、19ページの写真で4号機の近傍にペアが止まっていますけれども、この煙突のようなものからは、ばい煙か蒸気が通常は出るのでしょうか。

【参考人 事業者(東北電力)】

19ページの写真で真ん中の段の左側の写真を見ていただければと思います。上に立っている黒いところから排煙が出ます。このハヤブサが止まる場所は人もいけるようなところで、特に熱くはなっていません。

【由井委員】

そうなんですか。たまには、煙がまくことはあるのでしょうか。

【参考人 事業者(東北電力)】

大気予測で煙突のダウンドラフトというのは、ばい煙の排出速度が秒速30mくらいなんですけれども、その1.5分の1の風速で初めてそういう巻き込み現象が起きるということになっておりまして、普段はそういうことはないということです。

【由井委員】

ハヤブサは煙に巻かれないということですね。どうもありがとうございました。

【山本会長】

はい、他には。よろしいでしょうか。はい、それでは、他の先生から御意見はないようですので、この件について質疑を終了させていただきます。

参考人の皆様、どうもありがとうございました。

<参考人退室>

【山本会長】

それでは、次に進みたいと思います。

報告事項の4つ目です。大和リサーチパーク造成事業（Ⅱ期）に係る事後調査計画について、事務局から御説明願います。

④大和リサーチパーク造成事業（Ⅱ期）に係る事後調査計画について

○事務局説明（辻技術主査）（略）

※ 参考人として事業者の担当者が入室した。

○質疑応答

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。それでは、先生方から御質問等ございましたら。

【由井委員】

24ページですけれども、オオタカの(3)の調査時期・期間・頻度の表があります。4.3.2-1表。この中で繁殖状況の確認が、工事中初年度。あとは生息状況の確認は3年、供用後3年となっているんですけれども、工事中初年度のみというのがちょっとわからないので、この中にあの、すぐ下の(4)のところに、平成24年12月に環境省から「猛禽類保護の進め方（改訂版）」が出たと書いてあって、実はその中には、マニュアル部会でも申し上げましたけど、供用後あるいは工事中に入ってから、3年間は少なくとも、フォロー、モニタリング、繁殖状況についてモニタリングしなきゃいけないとなっているので、それはそういうふうにしていただきたいと思います。ただ、現状、あの、どうなっているかわからないんですけれども、ここは昔の記憶によれば、繁殖地があって、あちこち動いていたというのは知っておりますけれども、もし、最近、繁殖地が確定して、生息しているのであれば、引き続き、できれば最終的には、第Ⅱ期工事終了後、3年間はフォローしないといけないと、改訂版の手引きになっておりますので、すみませんが、そのようにお願いしたいと思います。

【事務局（辻技術主査）】

すみません、ちょっと補足させていただきます。工事中初年度というのはちょっと誤解がある表現でございました。申し訳ありません。工事につきましては、平成25年度の1年間で終わらせる予定としておりますので、工事中初年度とはなっておりますけれど、工事中の平成25年度1年間と、平成25年に工事が終わりましたら平成26年以降につきましては、既に供用が開始されることになっておりますので、26、27、28と、供用後3年間の調査を実施すると、そういう意味での記載となっております。申し訳ありません。

【由井委員】

じゃあ、そういうことでお願いします。わかりやすくお願いします。

あとはその、文書のことなんですけど、前、先ほどの、常磐線の復旧計画も同じですけど、その希少猛禽類の名前がダイレクトに出ておりますので、この事後調査計画書とか常磐線の概要ですね、特定評価書を縦覧する場合には、本来はマスキングしなきゃいけないんですけども、その辺は注意をお願いします。

それから、議事録もそうです。ある程度、近いと言っちゃいけないんですけど、あの、営巣地が想定される場合はまずいので、マスキングをお願いします。

【山本会長】

それはよろしいですね。

【事務局（辻技術主査）】

はい。大丈夫です。ありがとうございます。

【山本会長】

では、他に。

【木村委員】

13ページで、あの、濁水の発生について御説明があったんですけども、これは、

大雨が降ったという時を2回、測定をするということで、実際に大雨が降ったときに、濁水の状況を測定する、実測するという意味でよろしいでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

実測になります。

【木村委員】

実測するということですね、わかりました。

【西城委員】

今の御質問に関連して確認させていただきたいんですけど、雨が降るときにですね、具体的にどういうふうに調査をされるのかをちょっと教えていただきたいと思うんです。というのは、あの、土砂の濃度っていうのは、雨の降り始め、それから降っている最中、降った後、雨自体は止んでいるんだけど、流量は増えていくというような場面がありますよね。ですから、降雨がある時間継続するとして、そのどのタイミングでどんなふうに調査をされるのか、そこをちょっと確認させていただきたいのです。

【事務局（辻技術主査）】

あの、基本的には、天気予報などで、例えば明日なり明後日なりに大雨が、時間雨量20mm以上の大雨が降る確率が高いと思われる時にですね、実際現地でファーストフラッシュを逃さないように濁水を調査するという内容となっておりますけれども、そのほか事業者さんから、もしその補足があれば、ちょっとお願いしたいと思います。

（特に補足等なし、との声）

【事務局（辻技術主査）】

今の件に関しましては、ファーストフラッシュを逃さないで、実際の濃度よりも低い濃度を測定して安心してしまうということがないように、なお、事業者を指導して参りたいと思います。

【山本会長】

それでは他にはいかがですか。御意見がなければ、この件に関しましては、ここでおしまいしたいと思います。

さらに、御質問、御指摘などございましたら、先ほども申し上げましたが、1月11日の金曜日までに事務局までFAX送信、あるいはメール送信で、御意見をお寄せいただければというふうに思います。

参考人の方々、どうもありがとうございました。

<参考人退室>

【山本会長】

それでは、最後にその他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（三沢班長）】

それでは2つほど、御案内させていただきます。

まず、次回開催予定でございます。先ほど御説明申し上げましたJR常磐線の特定環境影響評価書につきましては、平成25年3月の頭くらいまでに知事意見を形成して提出する必要がございます。また、技術指針の改定につきましても、年度内には改

定する必要がございます。これらを踏まえますと、次回は年明け1月末から2月中旬の間に開催する必要がございますことから、事前にこの会議に先立ちまして、先生方には日程調整をさせていただいているところでした。その結果、現在のところ、2月6日水曜日の午前中、2月8日金曜日の午後、2月12日火曜日の午前中、この3案が今のところ候補となっております。

まだ日程の御都合をお寄せになっていない先生方もいらっしゃいますことから、再度確認させていただきながら、できるだけ早いうちに調整して決めまして、御連絡させていただきたいと思っています。改めて、正式決定いたしましたら、御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

また、本日の議題となりました技術指針の改定、それからJR常磐線に係る特定環境影響評価書、それから大和リサーチパークのⅡ期工事に係る事後調査計画、この3件につきましてはお手元にも配付させていただいておりますが、追加の御意見等がありましたら、これも期間が短くて大変恐縮ではございますが、年明け1月11日金曜日までに御提出いただければと思います。FAX、メールいずれでもかまいません。どうぞ御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

事務局からの連絡事項は以上です。

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。それでは、他に何かこの件につきまして、御質問、先生方から何かございますか。

特にございませんようですので、本日の議事の一切を終わらせていただきます。

以上をもって、議長としての役目を終わらせていただきます。時間が長くなりました、申し訳ございませんでした。

それではお返しいたします。

【司会 榎副参事】

山本会長、大変長い間ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、お忙しいところ熱心に御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

以上で、本日の環境影響評価技術審査会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

< 閉 会 >